

令和3年度

宇佐市農業委員会  
第11回(2月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第11回定例総会会議録

令和4年3月7日（月）午前10時より宇佐市役所本庁2階25・26会議室において会長が第11回（2月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	4番 久保 公志郎 委員	5番 永松 徳章 委員
8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員	10番 川谷 正一 委員
12番 河野 一雄 委員	14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員
17番 池田 雅彦 委員	19番 阿部 善浩 委員	

欠席委員

2番 安倍 隆司 委員	3番 西 時行 委員	6番 安部 仲雄 委員
7番 萩原 久邦 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	13番 永岡 卓巳 委員
18番 安藤 宝太 委員		

事務局

石川事務局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農地係小林副主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第67号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案 第68号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案 第69号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案 第70号 非農地証明願について  
議案 第71号 農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案 第72号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について  
議案 第73号 農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について

報告 第39号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告 第40号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について

事務局長 定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第11回2月の定例総会を開会いたします。  
今月は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため出席人数をしばっており、  
2番 安倍隆司 委員、3番 西時行 委員、6番 安部仲雄 委員、7番 萩原久邦 委員、11番 佐藤俊徳 委員、13番 永岡卓已 委員、18番 安藤宝太 委員、7名の方に欠席していただいております。  
ただ今の出席委員は19名中12名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)  
それでは、これより議事に入ります。  
まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。  
宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、8番 久保田昭廣 委員、9番 安部正博 委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の小林副主幹を指名いたします。  
以上で、日程第1を終わります。  
それでは、日程第2の議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。  
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。  
議案第67号3条許可申請は17件で、地区毎の内訳は、  
長洲地区 所有権移転2件、2筆、3,268㎡、駅川地区 所有権移転1件、1筆、82㎡、四日市地区 使用貸借権2件、3筆、2,997㎡、賃貸借権1件、1筆、2,154㎡、所有権移転5件、11

筆、10,261㎡、安心院地区 所有権移転5件、13筆、22,228㎡、院内地区 所有権移転1件、3筆、1,708㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

長洲地区 番号2 【議案書番号長洲2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

4ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

番号2は譲渡人が遠方在住で管理困難なため、番号3は譲渡人が高齢で労力不足ため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が

農地を取得するものです。

6 ページをお開きください。

番号5から8は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

四日市地区 番号7【議案書番号四日市7朗読】

四日市地区 番号8【議案書番号四日市8朗読】

番号5は3年間の賃借権、番号6と8は10年間の使用賃借権、番号7は売買による所有権移転です。

番号5は、譲受人の要望、番号6と7は、譲渡人が遠方在住で管理困難、番号8は、譲渡人が高齢で労力不足ため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

8 ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

番号4と5は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

安心院地区 番号4【議案書番号安心院4朗読】

安心院地区 番号5【議案書番号安心院5朗読】

売買による所有権移転です。

番号4は譲渡人が労力不足、番号5は、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

10 ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1【議案書番号院内1朗読】

売買による所有権移転です。

譲受人の要望により、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 　はい、議長。8番　久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和4年3月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名中3名、農地利用最適化推進委員6名中3名出席のもと開催いたしました。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 　はい、議長。1番　赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和4年3月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中4名、農地利用最適化推進委員13名中7名出席のもと開催いたしました。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区8件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 　安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 　はい、議長。17番　池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和4年3月1日午前10時より、院内支所2階会議室1において、農業委員7名中4名、農地利用最適化推進委員11名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区5件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第67号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第68号4条許可申請は2件で、地区毎の内訳は、長洲地区1件、2筆、231㎡、駅川地区1件、1筆、478㎡となっています。

11ページをお開きください。

議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

12ページをお開きください。

長洲地区です

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

転用目的は、自宅の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

13ページをお開きください。

駅川地区です

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

転用目的は、店舗用駐車場16台分を整備する計画ですが、すでに平成20年頃から駐車場をお整備しており、そのことを深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。既存の施設の拡充等のため、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない既存の施設に隣接する土地に施設を整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
長洲地区1件について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があった通りです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
駅川地区1件について、担当地区委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があった通りです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。



発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第68号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第69号 5条許可申請は11件となっています。  
地区ごとの内訳は、長洲地区 所有権移転2件、3筆、1,115㎡、宇佐地区 所有権移転1件、1筆、120㎡、駅川地区、賃貸借権1件、1筆、3,424㎡、所有権移転2件、2筆、1,415㎡、四日市地区、使用貸借権1件、3筆、547㎡、所有権移転4件、10筆、2,013㎡となっています。  
14ページをお開きください。  
議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。  
令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
15ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】  
売買による所有権移転です。  
駐車場及び廃車置場用地としての転用で、自宅の駐車場及び自営業用の廃車置場を整備する計画です。  
立地基準としては、都市計画法で定める第一種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。  
長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】  
売買による所有権移転です。  
宅地分譲用地としての転用で、分譲宅地3区画を整備する計画です。  
立地基準としては、都市計画法で定める第一種住居地域に用途

地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、自宅の駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

17ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

20年間の賃貸借権の設定です。

店舗としての転用で、子供用品販売店を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号3【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅3棟を建築する計画です。

立地基準としては、水道管と下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅3棟を建築する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

駐車場用地及び倉庫としての転用で、自宅の駐車場及び倉庫を整備する計画ですが、すでに平成29年ごろから駐車場と倉庫を整備しており、そのことを深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

看板用地としての転用で、自社の看板を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、職員用駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに

補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区1件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区3件、四日市地区5件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請について」

安心院地区1件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第69号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
なお、駅川地区番号2については、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取を行います。  
次に議案第70号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第70号非農地証明願は、11件で、地区ごとの内訳は、長洲地区2件、3筆、219㎡、駅川地区2件、2筆、765㎡、四日市地区4件、4筆、1,021㎡、安心院地区3件、5筆、7,631㎡となっています。  
20ページをお開きください。  
議案第70号「非農地証明願について」  
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。  
令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
21ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】  
昭和43年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】  
昭和46年頃から公道として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
22ページをお開きください。  
駅川地区です。  
駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】  
昭和44年11月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】  
昭和41年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。  
23ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和42年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和45年4月頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

昭和53年12月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

農地法施行以前の昭和23年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

昭和61年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

安心院地区 番号3 【議案書番号安心院3朗読】

平成13年4月頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第70号「非農地証明願について」

長洲地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第70号「非農地証明願について」

駅川地区2件、四日市地区4件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第70号「非農地証明願について」

安心院地区3件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

次に、議案第71号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 25ページをお開きください。

議案第71号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定につい

て」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。

令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
26ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、27ページ以降のようになっております。

続きまして、43ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、44ページ以降のようになっております。

続きまして、58ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転朗読 事細かに説明】

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第71号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第71号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」



て」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第71号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。

次に、議案第72号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 70ページをお開きください。

議案第72号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見

について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）について市長より意見調書の依頼があったので審議を求める。

令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
71ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、72ページ以降のようになっております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用配分計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第72号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第72号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画（案）の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結

果についてご報告します。

議案第72号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第72号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第72号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第73号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 86ページをお開きください。

議案第73号「農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)について」

農地法第3条第2項第5号の規定により同法施行規則第17条に規定する基準に基づき、別紙のとおり別段の面積の修正について、審議を求める。

令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

87ページをお開きください。

農業委員会は、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性について検討し、検討結果を公表することとなっており、宇佐市農業委員会においても毎年の定例総会で検討しています。

そこで、今年度の別段面積の修正については、2020農林業センサス等の設定区域内の農家の経営規模分布状況で、設定面積未滿の農地を耕作している農家が全農家数の4割を上回るため、農地法施行規則第17条第1項に基づく「特定の区域に限定した設定」の修正を行うものです。

以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第73号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、事務局案のとおり決定いたしました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第39号及び第40号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。  
88ページをお開き下さい。  
報告第39号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。  
令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は89ページからの2件がございました。  
地区別の内訳は、駅川地区1件、11筆、3,111㎡、四日市地区1件、7筆、4,541㎡となっております。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。  
91ページをお開き下さい。  
報告第40号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」  
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。  
令和4年3月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は92ページからの26件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区9件、11筆、20,602㎡、宇佐地区2件、14筆、19,060㎡、駅川地区1件、2筆、534㎡、四日市地区14件、48筆、78,043㎡となっております。  
内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第39号及び第40号について、質問、意見等、  
発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議  
案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいた  
します。

(発言なし)

議 長 　よろしいですか。  
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 　来月3月の令和3年度第12回定例総会は、3月31日木曜  
日、午前10時から、今回は会場の都合で、安心院支所多目的室  
で行う予定にしております。本庁ではなく、安心院に来ていただ  
くようになりますので、大変申し訳ありませんがよろしくお願  
いします。全員での開催を予定しております。  
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡  
をくださるようお願いいたします。

議 長 　会場の件につきまして、事前に事務局から私に説明があったん  
ですが、広い会場が本庁で取れないということで、宇佐の方には  
ご迷惑かと思いますが、安心院支所も3月に工事が完了して3月  
末にお披露目をするということで、一度見ていただくのも大事か  
と思いますので、みなさんのご協力をお願いします。  
それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第11回定例  
総会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時00分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和4年3月7日

議 長 菅原 維範 ⑩

署名委員 久保田 昭廣 ⑩

署名委員 安部 正博 ⑩

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。